特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	町税等の収納・滞納に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、町税等の収納・滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周防大島町長

公表日

令和3年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務			
①事務の名称	町税等の収納・滞納に関する事務			
	地方税や国税徴収法等の規定に基づき、町税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理し、滞納している個人または法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査及び滞納処分等を行う。また、住民等からの申請に基づき、町税情報から納税証明書等を発行している。			
②事務の概要	(1)収納管理業務 ①各賦課システムからの賦課情報の取込み ②指定金融機関等からの収納情報の入手 (2)督促に関する業務 (3)町税過誤納金の還付・充当業務 (4)町税等口座振替に関する業務 (5)町税決算及び滞納繰越処理 (6)滞納整理業務 ①実態調査・財産等の調査 ②納税折衝・納税催告 ③滞納処分及び滞納処分停止 ④不納欠損 (7)納稅証明書等の発行 (8)その他町税等の収納・滞納に関する業務			
③システムの名称	収納管理システム、個人住民税システム、固定資産税システム、団体内統合宛名システム、軽自動車税システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				

収納情報ファイル、宛名情報ファイル、個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16の項

2、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第1 6条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二			
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項並びに関係する主務省令で定める事務及び情報を定める命令			
C/A TI I V/1KIXE	及びこれら法律に基づく条例に	長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税法に関する法律 よる地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含 務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)及び番号法別表第二の主		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	周防大島町 総務部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話 0820-74-1007

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話 0820-74-1008

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ፤	を 直点項目評価書又に	は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	テムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・	李				
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行ってい	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		